



発行 新潟県

第 80 号

平成24年10月12日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 1222 休猟区の指定（環境企画課）
- 1223 特定猟具使用禁止区域の指定（環境企画課）
- 1224 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の指定（福祉保健課）
- 1225 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の変更届（福祉保健課）
- 1226 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定（障害福祉課）
- 1227 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定更新（障害福祉課）
- 1228 障害者自立支援法施行規則による指定自立支援医療機関の廃止届（障害福祉課）
- 1229 土地改良区役員の就任届（農地計画課）
- 1230 土地改良区役員の就任及び退任届（農地計画課）
- 1231 土地改良事業計画の認可（農地計画課）
- 1232 管理規程の認可（農地計画課）
- 1233 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）
- 1234 土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）
- 1235 二級建築士及び木造建築士の免許取消し（建築住宅課）
- 1236 公有水面埋立ての免許出願（港湾整備課）

公 告

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（県民生活課）
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（県民生活課）
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（県民生活課）
- 新潟県准看護師試験の実施（福祉保健課）
- 公聴会の開催の中止（都市政策課）

教育委員会公告

- 平成25年度新潟県立新潟盲学校理療科教員採用選考検査の実施（義務教育課）

告 示

◎新潟県告示第1222号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定により、休猟区を次のとおり指定する。

平成24年10月12日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 朴坂休猟区

(1) 区域

岩船郡関川村大島地内の高田橋東詰を起点とし、ここから国道290号線を南に進み、国道113号線との交点に至る。ここから国道113号線を西に進み、途中切手橋を渡り、村上市と岩船郡関川村との境界に至る。ここから同境界線をおおむね北に進み、朴坂山（438.2メートル）を経て国道290号線との交点桃川峠に至る。ここから同国道を南に進み宮前、上野新、高田の各集落を通過し起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 面積

984ヘクタール

(3) 存続期間

平成24年10月15日から平成27年10月14日まで

2 前谷休猟区

(1) 区域

三条市荻堀地内の市道荻堀旧国道線と県道森町鹿峠線との交点を起点とし、ここから五十嵐橋を経て、同県道を北東に進み、鹿峠地内で市道鹿峠旧国道線との交点に至る。ここから同市道を北東に進み、飯田地内で国道290号線との交点に至る。ここから同国道を東に進み、新外谷橋、新堰大橋、吹谷橋、岩谷橋を経て、上谷地地内で主要地方道長岡栃尾巻線との交点に至る。ここから同主要地方道を南に進み、新屋地内で市道新屋鹿熊線との交点に至る。ここから同市道を約900メートル南東に進み、市道森町中浦線との交点に至る。ここから同市道を南西に約1,200メートル進み、森町地内で主要地方道長岡栃尾巻線との交点に至る。ここから同主要地方道を南東に進み、鶴亀橋を経て、荒沢地内で国道289号線との交点に至る。ここから同国道を北西に進み、荻堀地内で国道290号線との交点に至り、さらに北西に進み、市道荻堀旧国道線との交点に至る。ここから同市道を北西に進み起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 面積

1,709ヘクタール

(3) 存続期間

平成24年10月15日から平成27年10月14日まで

3 見附南部休猟区

(1) 区域

見附市名木野地内の福昌寺を起点とし、ここから主要地方道長岡見附三条線を南東に進み、市道名木野2号線の交点に至る。ここから同市道を南東に進み名木野湯に至り、さらに谷沢を南東に進み大堤に至る。ここから谷沢を南に進み見附市と長岡市の境界線に至る。ここから県道栃尾田井線を横断し、同境界線を南西に約1,400メートル進み、ここから約1,600メートル北東に進む。ここから同境界線を南に約1,500メートル進み、ここから西に約2,500メートル進み、さらに北西に進み桜峠を経て主要地方道長岡見附三条線に至る。ここから同主要地方道を北に進み県道栃尾田井線に至る。ここから同県道を西に進み市道今町田井線との交点に至る。ここから同市道を北西に進み市道熱田鳥屋脇線との交点に至る。ここから同市道を北東に進み市道熱田1号線に至る。ここから同市道を北に進み市道緑町12号線との交点に至る。ここから同市道を東に進み、市道名木野熱田線との交点に至る。ここから同市道を東に進み市道名木野明晶線との交点に至る。ここから同市道を東に進み主要地方道長岡見附三条線との交点に至る。ここから同主要地方道を南東に進み起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 面積

932ヘクタール(内水面6ヘクタール)

(3) 存続期間

平成24年10月15日から平成27年10月14日まで

4 上榎出休猟区

(1) 区域

長岡市巻淵二丁目地内の国道290号線と市道栃尾環状線との交点を起点とし、ここから同市道を北に進み、主要地方道見附栃尾線との交点に至る。ここから同主要地方道を北西に進み、楡原地内で県道杉沢上榎出線との交点に至る。ここから同県道を東に進み、山屋地内で市道栃尾下塩下榎出山屋線との交点に至る。ここから同市道を東に進み、下榎出地内で国道290号線との交点に至る。ここから同国道を南に進み、主要地方道長岡栃尾巻線との交点に至る。ここから同主要地方道を北東に進み、上塩地内で県道遅場見附線との交点に至る。ここから同県道を南東に進み、県道上塩栃尾線との交点に至る。ここから同県道を南西に進み、入塩川地内の県道入塩川上榎出線との交点を通過し、平地内で国道290号線との交点に至る。ここから同国道を北に進み起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 面積

1,584ヘクタール

(3) 存続期間

平成24年10月15日から平成27年10月14日まで

5 寺泊休猟区

(1) 区域

長岡市寺泊竹森地内の主要地方道長岡寺泊線と県道夏戸寺泊停車場線との交点を起点とし、ここから同県道を南西に進み、県道寺泊与板線に至る。ここから同県道を南に進み、主要地方道長岡和島線に至る。ここから同主要地方道を南に進み、島崎橋を渡り、県道寺泊西山線との交点に至る。ここから同県道を南西に進み、両高地内で国道116号線との交点に至る。ここから同国道を南西に進み、県道久田小島谷線との交点に至る。ここから同県道を北西に進み、国道402号線との交点に至る。ここから同国道を北東に進み避溢橋を通過して、寺泊松沢地内で主要地方道長岡寺泊線との交点に至る。ここから同主要地方道を北東に進み起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 面積

2,428ヘクタール

(3) 存続期間

平成24年10月15日から平成27年10月14日まで

6 吉田休猟区

(1) 区域

十日町市浅河原地内の主要地方道小千谷十日町津南線浅河原橋を起点として、ここから同主要地方道を南に進み、十日町市新屋敷地内で林道新屋敷線との交点に至る。ここから同林道を西に進み、林道中魚沼丘陵南線との交点に至る。ここから同林道を北に進み、十日町市中平地内で市道中平1号線を経て県道真田高島線との交点に至る。ここから同県道を北に進み十日町市名ヶ山地内で県道五十平真田線との交点に至る。ここから同県道を北に進み林道中魚沼丘陵線との交点に至る。ここから同林道を北西に進み主要地方道十日町川西線との交点に至る。ここから同主要地方道を南東に進み十日町市浅河原地内で主要地方道小千谷十日町津南線との交点に至る。ここから同主要地方道を西に進み起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 面積

2,666ヘクタール

(3) 存続期間

平成24年10月15日から平成27年10月14日まで

7 小木北部休猟区

(1) 区域

佐渡市小木野浦地内の国道350号線と県道沢崎木野浦線との交点を起点とし、ここから同県道を西に進み、市道沢崎線に至る。ここから同市道を西に進み、県道佐渡一周線に至る。ここから同県道を南に進み、沢崎橋の北西端に至る。ここから日本海汀線を南に進み、江積、田野浦、木流、井坪、小木堂釜の各地区を経て市道中素浜線の延長線との交点に至る。ここから同延長線を南東に進み、同市道との交点に至る。ここから同市道を南東に進み、国道350号線との交点に至る。ここから同国道を南西に進み起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 面積

1,300ヘクタール

(3) 存続期間

平成24年10月15日から平成27年10月14日まで

◎新潟県告示第1223号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、特定猟具使用禁止区域を次のとおり指定する。

平成24年10月12日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 新潟空港特定猟具使用禁止区域

(1) 目的

新潟空港周辺地域での銃猟は、航空機の離着陸に危険であり、これを未然に防止するために設定するもの

(滑走路への落鳥及び散弾の放置は、航空機の航行に支障を及ぼす恐れがある)。

(2) 区域

新潟市東区下山地内の国道113号線松浜橋西詰を起点とし、同国道を西に進み、県道新潟港横越線との交点に至る。ここから同県道を北に進み、市道東1-71号線との交点に至る。ここから同市道を北に進み、日本海汀線に至る。ここから汀線を東に進み、阿賀野川河口左岸堤防に至る。ここから同堤防を上流に進み起点と結ぶ内部一円とする。

(3) 面積

430ヘクタール

(4) 存続期間

平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

(5) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

2 下条川特定猟具使用禁止区域

(1) 目的

危険防止のため

(2) 区域

加茂市天神林地内の主要地方道新潟小須戸三条線下条川橋北詰を起点とし、ここから市道東屋敷2号線を南東に進み、市道下条川右岸線との交点に至る。ここから同市道を南東に進み、国道403号線との交点を経て、市道下条川右岸線1号との交点に至る。ここから同市道を南東に進み、市道下条川右岸線2号との交点に至り、同市道を南東に進み、市道下条川右岸線3号との交点に至る。ここから同市道を南東に進み、岩清水橋北詰に至り、さらに下条川右岸線堤防を上流方向に進み、一級河川谷川との交点を経て、さらに上流方向に進み、市道高館線との交点に至る。ここから同市道を南に進み、市道中ノ又線1号との交点に至る。ここから同市道を西に進み、市道中ノ又線との交点に至り、同市道を北に進み、県道天神林上条線との交点に至る。ここから同県道を西に進み、長福寺橋南詰に至り、さらに下条川左岸堤防を下流方向に進み、市道下条川左岸線4号との交点に至る。ここから同市道を北西に進み、市道下条川左岸線3号との交点に至り、ここから同市道を北西に進み、市道下条川左岸線2号との交点に至る。ここから同市道を北西に進み、国道403号線との交点を経て、県道天神林上条線との交点に至る。ここから同県道を北西に進み、市道下条川左岸線との交点に至り、同市道を北西に進み、県道天神林上条線との交点に至る。ここから同県道を北西に進み、新下条川橋南詰に至り、同橋北詰と結ぶ内部一円とする。

(3) 面積

38.4ヘクタール(内水面 14.3ヘクタール)

(4) 存続期間

平成24年10月15日から平成34年10月14日まで

(5) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

3 信濃川・大河津分水路分派点特定猟具使用禁止区域

(1) 目的

危険防止のため

(2) 区域

国道116号線大河津橋右岸下流端を起点とし、ここから大河津分水路右岸堤防(蒲原用水路境)を南に進み、国土交通省信濃川大河津資料館に至る。同資料館から市道大川津五千石線を東に進み、本川橋下流端に至る。ここから県道見附分水路を南南東に進み、同県道と交差する排水路に至る。同排水路に沿って南南西に進み、中条新田橋から約120メートル上流の地点に至る。ここから見通し線で西に信濃川を横断し、同河川左岸堤防上の距離標No-10に至る。ここから左岸堤防上を北に進み、大河津橋左岸下流端に至る。ここから国道116号線を東北東に進んで橋を渡り、起点と結ぶ内部一円とする。

(3) 面積

165ヘクタール(内水面 68.8ヘクタール)

(4) 存続期間

平成24年11月15日から平成34年11月14日まで

- (5) 禁止に係る特定猟具の種類
銃器

4 関山演習場特定猟具使用禁止区域

- (1) 目的

危険防止のため

- (2) 区域

妙高市大字関山字武蔵野地区と上越市中郷区稲荷山新田字上川原地内との境界の片貝川武蔵野橋を起点とし、ここから同河川を西（上流）に進み、砂防ダム、ベイリー橋、丸木橋を経てさらに西（上流）に進み、三角点（標高892.7メートル）（一本木）から東南東に約350メートル地点で同河川が3つに分割する地点に至る。同地点から見通し線で北北西に約350メートル進み、三角点（標高892.7メートル）（一本木）に至る。同三角点から、陸上自衛隊関山演習場の境界（西北西に向かって直線に伸びる）に沿って見通し線で西北西に約2,280メートル進み、三角点（標高1,091.1メートル）（茶臼岳）に至る。同三角点から、陸上自衛隊関山演習場の境界（北東に向かって直線に伸びる）に沿って見通し線で北東に約2,080メートル進み、途中で澄川を横断し悪水川との交点に至る。ここから同河川に沿って南東（下流）に進み、上越市中郷区地内に入り矢代川に至る。ここから同河川を東（下流）に進み、上越エネルギーサービス（株）矢代川第三発電所付近で同河川が北東に折れるため、そのまま同河川に沿って北東に進み、上越エネルギーサービス（株）矢代川第二発電所からの同社管理道路の橋に至る。ここから同管理道路を東に進み、市道菅沼発電所線に至り、ここから同市道を北東に進む（あわせて陸上自衛隊関山演習場の境界を進むことになる）。ここから同境界に沿って南に進み、十三石川、ウド川を横断する。ウド川を横断した後に、陸上自衛隊関山演習場の境界が東に折れるため、そのまま同境界に沿って東に進む。さらに同境界を東に進み市道元屋敷八方線との交点に至り、ここから同市道を東に進み、中郷区関川地内で県道関山中郷線との交点に至る。ここから同県道を南に進み起点と結ぶ内部一円から、八方平鳥獣保護区を除いた区域並びに陸上自衛隊関山演習場旭B地区、陸上自衛隊関山演習場神奈原1地区、陸上自衛隊関山演習場神奈原2地区及び陸上自衛隊関山演習場ぼうぼう原地区とする。

- (3) 面積

2,052.7ヘクタール

- (4) 存続期間

平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

- (5) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

5 谷内池特定猟具使用禁止区域

- (1) 目的

危険防止のため

- (2) 区域

上越市三和区島倉地内の主要地方道上越安塚浦川原線と市道島倉神田本郷線との交点を起点とし、ここから同主要地方道を北西に進み、市道井ノ口錦線との交点に至る。ここから同市道を北東に進み、市道島倉神田本郷線に至る。ここから同市道を南東に進み起点と結ぶ内部一円とする。

- (3) 面積

13.1ヘクタール

- (4) 存続期間

平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

- (5) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

6 妙高特定猟具使用禁止区域

- (1) 目的

危険防止のため

- (2) 区域

妙高市関山地内の県道関山停車場燕線と妙高カントリークラブ別荘地管理道路の一番下の道との交点を起

点とし、ここから同県道を北東に進みエスピーガーリック工業(株)のグラウンド脇を通過し、民有地と国有林との境界の道との交点に至る。ここから同境界の道を南東に進み大洞原地区の畑作地と国立妙高少年自然の家の敷地境界の杉並木に至る。ここから杉並木に沿って南に進み大田切川に至る。ここから同河川左岸を上流に進み妙高カントリークラブ別荘地管理道路の一番下の道に至る。ここから同管理道路を北に進み起点と結ぶ内部一円とする。

(3) 面積

140ヘクタール

(4) 存続期間

平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

(5) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

7 伊田川特定猟具使用禁止区域

(1) 目的

危険防止のため

(2) 区域

南魚沼市塩沢地内の島渡橋西端を起点とし、伊田川左岸堤防(河川管理道路)を北東(下流)へ進み、樋渡橋西端を経て南魚沼市島新田地内の「たけしまばし」北端に至る。ここから「たけしまばし」を渡って伊田川右岸堤防を南西(上流)に向かって進み、樋渡橋東端を経て、島渡橋東端に至る。ここから同橋を渡って起点と結ぶ内部一円とする。

(3) 面積

1.6ヘクタール(内水面 1.6ヘクタール)

(4) 存続期間

平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

(5) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

8 浦佐特定猟具使用禁止区域

(1) 目的

危険防止のため

(2) 区域

南魚沼市浦佐地内の浦佐大橋西端を起点とし、魚野川左岸堤防(河川管理道路)を北西(下流)へ進み、南魚沼市浦佐地内の多聞橋手前約90メートルの地点で、市道芹田・北島線との交点に至る。ここから同市道を北に約60メートル進み、県道下折立浦佐停車場線との交点に至る。ここから同県道を北東へ進んで多聞橋を渡り、魚野川右岸堤防(河川管理道路)との交点に至る。ここから同堤防を南東(下流)へ進み、南魚沼市浦佐地内の浦佐大橋東端に至る。ここから同橋を渡り起点と結ぶ内部一円とする。

(3) 面積

10.2ヘクタール(内水面 10.2ヘクタール)

(4) 存続期間

平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

(5) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

9 北鱒石小学校特定猟具使用禁止区域

(1) 目的

付近小学校の静謐保護のため

(2) 区域

柏崎市中田地内の主要地方道柏崎小国線と県道荒浜中田線の交点を起点とし、ここから同主要地方道を西に進み市道10-49号線との交点に至る。ここから同市道を北へ進み市道10-208号線との交点に至る。ここから同市道を東へ進み市道10-5号線との交点に至る。ここから同市道を南に進み、市道11-52号線との交点に至る。ここから同市道を東へ進み元治橋を渡り、県道荒浜中田線との交点に至る。ここから同県道を南に進

み起点と結ぶ内部一円とする。

(3) 面積

120ヘクタール

(4) 存続期間

平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

(5) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

◎新潟県告示第1224号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成24年10月12日

新潟県知事 泉田 裕彦

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定したサービスの種類	指定年月日
株式会社内田家具	佐渡市河原田本町213-2	株式会社内田家具 佐和田店	佐渡市河原田本町213-2	福祉用具貸与	H24.9.1
株式会社内田家具	佐渡市河原田本町213-2	株式会社内田家具 佐和田店	佐渡市河原田本町213-2	特定福祉用具販売	H24.9.1
株式会社内田家具	佐渡市河原田本町213-2	株式会社内田家具 佐和田店	佐渡市河原田本町213-2	介護予防福祉用具貸与	H24.9.1
株式会社内田家具	佐渡市河原田本町213-2	株式会社内田家具 佐和田店	佐渡市河原田本町213-2	特定介護予防福祉用具販売	H24.9.1
社会福祉法人柏崎市社会福祉協議会	柏崎市豊町3番59号	西山ケアプランセンター	柏崎市西山町池浦877 西山町いきいき館内	居宅介護支援	H24.4.1
株式会社ユニマツトそよ風	東京都港区南青山2-12-14ユニマツト青山ビル	つばめケアセンターそよ風	燕市東太田6814	居宅介護支援	H24.9.1
株式会社新潟朝日	東蒲原郡阿賀町九島882番地	グループホームほたる	東蒲原郡阿賀町九島5525番地	介護予防認知症対応型共同生活介護	H24.9.1
株式会社新潟朝日	東蒲原郡阿賀町九島882番地	小規模多機能ホームほたる	東蒲原郡阿賀町九島5525番地	介護予防小規模多機能型居宅介護	H24.9.1
株式会社アルプスビジネスクリエーション新潟	長岡市東高見1-3-5	まちトレ十日町	十日町市千歳町3丁目5番地9マツト新ビル1階	通所介護	H24.8.1
株式会社アルプスビジネスクリエーション新潟	長岡市東高見1-3-5	まちトレ十日町	十日町市千歳町3丁目5番地9マツト新ビル1階	介護予防通所介護	H24.8.1
有限会社ホウライ	上越市国府4-6-17	いちご薬局下門前	上越市大字下門前686（16街区1-1）	居宅療養管理指導	H24.9.18

有限会社ホウライ	上越市国府4-6-17	いちご薬局下門前	上越市大字下門前686(16街区1-1)	介護予防居宅療養管理指導	H24.9.18
----------	-------------	----------	----------------------	--------------	----------

◎新潟県告示第1225号

生活保護法施行規則(昭和25年厚生省令第21号)第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成24年10月12日

新潟県知事 泉田 裕彦

事業所の名称	事業所の所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
ライフクリエーションCO.,LTD. 有限会社	新発田市下中ノ目665番地	新発田市豊町4丁目1番31号	新発田市下中ノ目665番地	H24.7.20

◎新潟県告示第1226号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(精神通院医療)を次のとおり指定した。

平成24年10月12日

新潟県知事 泉田 裕彦

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
大手薬局栃尾店	長岡市仲子町8-27	精神通院医療	平成24年10月1日

◎新潟県告示第1227号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定を次のとおり更新した。

平成24年10月12日

新潟県知事 泉田 裕彦

名称	所在地	担当する医療の種類	更新年月日
アゲイン薬局緑町店	新発田市緑町3-3-3	精神通院医療	平成24年10月1日
全快堂薬局新発田店	新発田市本町1-16-8	精神通院医療	平成24年10月1日
あらまち調剤薬局	村上市安良町4-12	精神通院医療	平成24年10月1日
すがいやつきょく上海府店	村上市大字早川字滝下207-2	精神通院医療	平成24年10月1日
メイプル薬局五泉本町店	五泉市本町3-2-32	精神通院医療	平成24年10月1日

にいがた調剤薬局高田	上越市大字樋場高台151	精神通院医療	平成24年10月1日
------------	--------------	--------	------------

◎新潟県告示第1228号

障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第63条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成24年10月12日

新潟県知事 泉田 裕彦

名称	所在地	担当する医療の種類	廃止年月日
コダマ調剤薬局柏崎茨目店	柏崎市茨目1-4-12	精神通院医療	平成22年9月1日

◎新潟県告示第1229号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、三条市の三条土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

平成24年10月12日

新潟県三条地域振興局長

1 就任

理事 三条市上野原 547 番地 1 吉川 博幸

就任年月日 平成24年8月23日

◎新潟県告示第1230号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新潟市の白根郷土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

平成24年10月12日

新潟県新潟地域振興局長

1 就任

監事 新潟市南区引越1113番地 松沢 佐一郎

〃 〃 南区茨曾根4994番地 小林 隆夫

〃 〃 南区万年651番地 眞保 和広

〃 〃 南区白根古川491番地 神田 宇一

就任年月日 平成24年9月1日

2 退任

監事 新潟市南区櫛笥591番地 西村 一明

〃 加茂市大字北潟1723番地 清水 栄

〃 新潟市南区大郷2563番地 小柳 繁春

〃 〃 南区中塩俵102番地 小熊 隆夫

退任年月日 平成24年8月31日

◎新潟県告示第1231号

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づき、次のとおり土地改良事業計画を認可した。

平成24年10月12日

新潟県南魚沼地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	認可年月日	根拠条文
南魚沼市 南魚沼土地改良区	舞子上	農業用排水施設整備（単農業農村整備「かんがい排水」）事業	新規	平成24年9月2日	第48条

◎新潟県告示第1232号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第1項の規定により、次のとおり上流部頭首工管理規程を認可した。

平成24年10月12日

新潟県三条地域振興局長

- 1 管理規程を定めた者の所在地及び名称
三条市荻堀830番地1 下田土地改良区
- 2 認可年月日
平成24年9月27日
- 3 認可した管理規程の概要
 - 第1章 総則
 - 第2章 取水、放流及びゲートの操作に関する事項
 - 第3章 点検及び整備に関する事項
 - 第4章 洪水警戒体制における措置に関する事項

◎新潟県告示第1233号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成24年10月12日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 新潟地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
小沢(1)地区	五泉市丸田	次の図のとおり	土石流
小沢(2)地区	五泉市丸田	次の図のとおり	土石流
館之内沢右支川(1)地区	五泉市丸田	次の図のとおり	土石流
館之内沢右支川(2)地区	五泉市丸田	次の図のとおり	土石流
館之内沢左支川地区	五泉市丸田	次の図のとおり	土石流
館之内沢北沢地区	五泉市丸田	次の図のとおり	土石流
柿沢地区	五泉市丸田	次の図のとおり	土石流
日光寺川右支川地区	五泉市丸田	次の図のとおり	土石流
日光寺川左支川地区	五泉市丸田	次の図のとおり	土石流
右館之内沢地区	五泉市丸田	次の図のとおり	土石流

左館之内沢地区	五泉市丸田	次の図のとおり	土石流
柿沢(1)地区	五泉市丸田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
柿沢(2)地区	五泉市丸田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
柿沢(3)地区	五泉市丸田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
丸田地区	五泉市丸田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
森林公園地区	五泉市丸田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
館之内地区	五泉市丸田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
館之内(2)地区	五泉市丸田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

2 新発田地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
押切山地区	阿賀野市押切	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
沢口(2)地区	阿賀野市沢口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上一分地区	阿賀野市上一分	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
沢山川地区	阿賀野市上一分	次の図のとおり	土石流
笹岡地区	阿賀野市笹岡	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

3 新潟地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
古岐地区	東蒲原郡阿賀町古岐	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
入の沢地区	東蒲原郡阿賀町古岐	次の図のとおり	土石流
小屋場川地区	東蒲原郡阿賀町古岐	次の図のとおり	土石流
古岐地区	東蒲原郡阿賀町古岐	次の図のとおり	地すべり
奥田地区	東蒲原郡阿賀町津川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
奥田下沢地区	東蒲原郡阿賀町津川	次の図のとおり	土石流

奥田中沢地区	東蒲原郡阿賀町津川	次の図のとおり	土石流
奥田上沢地区	東蒲原郡阿賀町津川	次の図のとおり	土石流
小野戸-1地区	東蒲原郡阿賀町津川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小野戸-2地区	東蒲原郡阿賀町津川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
津川1区、2区地区	東蒲原郡阿賀町津川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
津川3区、4区地区	東蒲原郡阿賀町津川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
津川10区、11区地区	東蒲原郡阿賀町津川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小花地地区	東蒲原郡阿賀町小花地	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
お宮野沢(1)地区	東蒲原郡阿賀町小花地	次の図のとおり	土石流
お宮野沢(2)地区	東蒲原郡阿賀町小花地	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所に備え置いて縦覧に供する。)

4 上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
中桑取(1)地区	上越市大字中桑取	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中桑取(2)地区	上越市大字中桑取	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中桑取(3)地区	上越市大字中桑取	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中桑取地区	上越市大字中桑取	次の図のとおり	地すべり
谷入川地区	上越市大字中桑取	次の図のとおり	土石流
田利川地区	上越市大字中桑取	次の図のとおり	土石流
後谷川(1)地区	上越市大字中桑取	次の図のとおり	土石流
桑取川右支川地区	上越市大字中桑取	次の図のとおり	土石流
後谷川(2)地区	上越市大字中桑取	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1234号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成24年10月12日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 新潟地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
小沢(1)地区	五泉市丸田	次の図のとおり	土石流
小沢(2)地区	五泉市丸田	次の図のとおり	土石流
館之内沢右支川(1)地区	五泉市丸田	次の図のとおり	土石流
館之内沢右支川(2)地区	五泉市丸田	次の図のとおり	土石流
館之内沢左支川地区	五泉市丸田	次の図のとおり	土石流
館之内沢北沢地区	五泉市丸田	次の図のとおり	土石流
柿沢地区	五泉市丸田	次の図のとおり	土石流
右館之内沢地区	五泉市丸田	次の図のとおり	土石流
左館之内沢地区	五泉市丸田	次の図のとおり	土石流
柿沢(1)地区	五泉市丸田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
柿沢(2)地区	五泉市丸田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
柿沢(3)地区	五泉市丸田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
丸田地区	五泉市丸田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
森林公園地区	五泉市丸田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
館之内地区	五泉市丸田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
館之内(2)地区	五泉市丸田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

2 新発田地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
沢口(2)地区	阿賀野市沢口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

上一分地区	阿賀野市上一分	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
笹岡地区	阿賀野市笹岡	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

3 新潟地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
古岐地区	東蒲原郡阿賀町古岐	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
入の沢地区	東蒲原郡阿賀町古岐	次の図のとおり	土石流
小屋場川地区	東蒲原郡阿賀町古岐	次の図のとおり	土石流
奥田地区	東蒲原郡阿賀町津川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
奥田下沢地区	東蒲原郡阿賀町津川	次の図のとおり	土石流
小野戸-1地区	東蒲原郡阿賀町津川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小野戸-2地区	東蒲原郡阿賀町津川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
津川10区、11区地区	東蒲原郡阿賀町津川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小花地地区	東蒲原郡阿賀町小花地	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所に備え置いて縦覧に供する。)

4 上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
中桑取(1)地区	上越市大字中桑取	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中桑取(2)地区	上越市大字中桑取	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
谷入川地区	上越市大字中桑取	次の図のとおり	土石流
桑取川右支川地区	上越市大字中桑取	次の図のとおり	土石流
後谷川(2)地区	上越市大字中桑取	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1235号

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、次のとおり二級建築士及び木造建築士の免許を取り消した。

平成24年10月12日

新潟県知事 泉田 裕彦

免許の取消しをした年月日	免許の取消しをした建築士の氏名	二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	免許の取消しの理由
平成24年5月11日	池田 光一	二級建築士	第14517号	死亡

◎新潟県告示第1236号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第2項の規定により、公有水面の埋立ての免許の出願が次のとおりあった。

なお、関係図書及び書面は平成24年10月12日から平成24年11月1日まで新潟県交通政策局港湾整備課及び新潟県上越地域振興局直江津港湾事務所並びに上越市産業観光部産業立地課において縦覧に供する。

平成24年10月12日

直江津港港湾管理者 新潟県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

1 出願の年月日

平成24年9月18日

2 出願人の名称及び住所

出願人住所 新潟市中央区新光町4番地1

出願人名称 新潟県

代表者住所 新潟市中央区新光町4番地1

代表者氏名 新潟県知事 泉田 裕彦

3 埋立区域

(1) 位置

新潟県上越市大字夷浜字砂端22-3から同市大字遊光寺浜字塩場190-1を経て同市大字下荒浜字塩場1019-4に至る間及び同市八千浦7から11に至る間の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち1の地点から23の地点を順次に結ぶ平成23年の秋分の満潮位(D.L.+0.45メートル)、23の地点から28の地点を順次に結ぶ平成16年11月4日付け新潟県港第343号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線(D.L.+0.34メートルより決定)、28の地点から38の地点を順次に結ぶ平成23年の秋分の満潮位(D.L.+0.45メートル)、38の地点から41の地点を順次に結ぶ平成21年10月30日付港整第295号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線(D.L.+0.34メートルより決定)、41の地点から45の地点を順次に結ぶ平成16年11月4日付け新潟県港第343号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線(D.L.+0.34メートルより決定)、及び45の地点と1の地点を結んだ線により囲まれた区域

基点：直江津港沖防波堤北灯台（北緯37度13分40.6秒、東経138度16分31.5秒）

1の地点	基点から	162度15分05秒	2,716.22メートルの地点
2の地点	1の地点から	141度49分59秒	76.60メートルの地点
3の地点	2の地点から	235度54分32秒	20.05メートルの地点
4の地点	3の地点から	286度41分11秒	22.41メートルの地点
5の地点	4の地点から	227度17分28秒	27.56メートルの地点
6の地点	5の地点から	233度39分47秒	1.89メートルの地点
7の地点	6の地点から	230度31分56秒	54.46メートルの地点
8の地点	7の地点から	230度32分00秒	64.47メートルの地点
9の地点	8の地点から	231度26分11秒	40.76メートルの地点
10の地点	9の地点から	179度28分59秒	29.60メートルの地点
11の地点	10の地点から	232度26分11秒	20.00メートルの地点
12の地点	11の地点から	234度52分05秒	20.03メートルの地点

13の地点	12の地点から	231度58分32秒	20.00メートルの地点
14の地点	13の地点から	234度43分36秒	40.05メートルの地点
15の地点	14の地点から	234度14分24秒	40.03メートルの地点
16の地点	15の地点から	233度26分09秒	20.01メートルの地点
17の地点	16の地点から	321度34分19秒	3.67メートルの地点
18の地点	17の地点から	231度31分29秒	99.98メートルの地点
19の地点	18の地点から	231度35分56秒	100.00メートルの地点
20の地点	19の地点から	235度45分15秒	20.05メートルの地点
21の地点	20の地点から	234度21分10秒	20.02メートルの地点
22の地点	21の地点から	224度39分08秒	20.16メートルの地点
23の地点	22の地点から	234度31分37秒	7.62メートルの地点
24の地点	23の地点から	321度57分52秒	50.37メートルの地点
25の地点	24の地点から	231度56分37秒	17.02メートルの地点
26の地点	25の地点から	231度56分59秒	19.51メートルの地点
27の地点	26の地点から	142度55分27秒	32.44メートルの地点
28の地点	27の地点から	185度54分01秒	24.33メートルの地点
29の地点	28の地点から	233度25分16秒	101.11メートルの地点
30の地点	29の地点から	233度28分09秒	84.49メートルの地点
31の地点	30の地点から	233度28分08秒	99.78メートルの地点
32の地点	31の地点から	233度28分12秒	39.87メートルの地点
33の地点	32の地点から	313度54分31秒	10.36メートルの地点
34の地点	33の地点から	230度32分21秒	10.83メートルの地点
35の地点	34の地点から	230度32分06秒	4.57メートルの地点
36の地点	35の地点から	321度51分46秒	19.38メートルの地点
37の地点	36の地点から	49度55分17秒	1.45メートルの地点
38の地点	37の地点から	321度49分22秒	38.30メートルの地点
39の地点	38の地点から	51度50分17秒	182.51メートルの地点
40の地点	39の地点から	51度50分17秒	175.26メートルの地点
41の地点	40の地点から	51度50分12秒	9.55メートルの地点
42の地点	41の地点から	51度52分10秒	15.76メートルの地点
43の地点	42の地点から	51度51分46秒	330.00メートルの地点
44の地点	43の地点から	51度51分45秒	333.81メートルの地点
45の地点	44の地点から	51度52分10秒	9.18メートルの地点

(3) 面積

75,490.16㎡

4 埋立に関する工事の施行区域

(1) 位置

新潟県上越市大字夷浜字高ヶ濱98、99-1、100-1、同市大字夷浜字磯端1-1、1-2、1-3、14-1、14-2、19-1、19-2、19-3、20-1、20-3、21-1、21-3、23-1、23-3、24-1、24-3、25、26、同市大字夷浜字砂端13-1、13-2、15-1、15-2、16-1、16-2、17-1、17-2、18-1、18-2、18-3、22-1、22-3、同市大字遊光寺浜字塩場砂出107、148、189-1、189-2、同市大字遊光寺浜字地原砂出108-1、108-2、108-3、同市大字遊光寺浜字地原砂野146、147、同市大字遊光寺浜字砂原183、188-1、188-3、188-4、同市大字遊光寺浜字住居187-1、187-3、187-4、同市大字遊光寺浜字塩場190、190-1、191、192、193、194、194-1、194-2、194-4、198-1、198-2、198-3、198-4、198-5、198-6、198-8、198-10、206-1、206-2、206-4、同市大字下荒浜字塩場984-3、984-4、984-5、985-3、985-4、986-3、986-4、987-3、987-4、988-2、988-3、988-4、989-3、989-4、989-5、990-3、990-4、991-2、991-3、991-4、992-2、992-3、992-4、993-2、993-3、993-4、994-2、994-3、994-4、995-1、995-2、995-3、995-4、995-5、996-2、996-3、996-4、997-2、997-3、997-4、998-2、998-3、998-4、998-5、999-3、999-4、999-5、1000-3、1000-4、1000-5、1001-3、1001-4、1001-5、1001-6、1002-3、1002-4、1002-5、1002-6、1002-7、1007-3、1007-4、1007-5、1007-6、1008-2、1008-3、1008-4、1009-3、1009-4、1009-5、1009-6、1010-2、1010-3、1010-4、1011-2、1011-3、1011-4、1012-2、1012-3、1012-4、1013-2、1013-3、1013-4、1014-2、1014-3、1014-4、1015-2、1015-3、1015-4、1016-2、1016-3、1016-4、1016-5、1017-2、1017-3、

1017-4、1018-2、1018-3、1018-4、1019-2、1019-3、1019-4、1020-2、1020-3、1020-4、同市大字上荒浜字塩場48-10、56-1、56-2、57-1、57-2、同市八千浦7、8、9-1、11の地内並びに同市大字夷浜字磯端1-3、14-2、19-3、20-3、21-3、23-3、24-3、25、26、同市大字夷浜字砂端13-2、15-2、16-2、17-2、18-3、22-3、同市大字遊光寺浜字砂原188-3、同市大字遊光寺浜字住居187-3、同市大字遊光寺浜字塩場190-1、194-4、198-8、198-10、206-4、同市大字下荒浜字塩場984-4、987-3、988-4、989-3、990-3、991-3、992-3、993-3、994-3、995-4、995-5、996-3、997-3、998-3、999-3、1000-3、1001-3、1002-3、1002-7、1007-3、1008-4、1009-3、1010-4、1011-4、1012-4、1013-4、1014-4、1015-4、1016-4、1016-5、1017-4、1018-4、1019-4、1020-4、同市大字上荒浜字塩場56-1、57-1、同市八千浦7、8、9-1、11の地先公有水面

(2) 区域

次のアの地点からスの地点までを順次に直線で結んだ線及びスの地点とアの地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点：直江津港沖防波堤北灯台（北緯37度13分40.6秒、東経138度16分31.5秒）

アの地点	基点から	179度47分20秒	3,330.07メートルの地点
イの地点	アの地点から	53度32分14秒	406.42メートルの地点
ウの地点	イの地点から	49度17分16秒	106.79メートルの地点
エの地点	ウの地点から	51度15分58秒	159.88メートルの地点
オの地点	エの地点から	63度19分23秒	32.77メートルの地点
カの地点	オの地点から	53度45分50秒	204.59メートルの地点
キの地点	カの地点から	49度52分15秒	241.55メートルの地点
クの地点	キの地点から	322度10分02秒	101.91メートルの地点
ケの地点	クの地点から	231度51分45秒	737.46メートルの地点
コの地点	ケの地点から	322度09分58秒	97.63メートルの地点
サの地点	コの地点から	231度56分26秒	366.55メートルの地点
シの地点	サの地点から	142度10分00秒	101.27メートルの地点
スの地点	シの地点から	232度10分00秒	46.85メートルの地点

(3) 面積

152,485.89平方メートル

5 埋立地の用途

用 途	配 置	面 積
緑地	埋立地の中央部から東西両側に位置	約75,100平方メートル
道路用地	埋立地の中央に位置	約300平方メートル

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第25条第5項で準用する第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び上越地域振興局において縦覧に供する。

平成24年10月12日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 申請のあった年月日
平成24年9月10日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人緑とくらしの学校
- 3 代表者の氏名
小菅 江美
- 4 主たる事務所の所在地

上越市滝寺 251 番地

5 定款に記載された目的

この法人は、安塚町の豊かな自然と共に暮らす人々の知恵と技術を生かした体験活動を通して、地域の文化や豊かな自然を守り、次代を担う子どもたちの心の育成や現代社会に生きる人々のゆとりある生活、地域の活性化に寄与することを目的とする。

6 定款に記載された特定非営利活動の種類

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動

7 定款の変更内容

変 更 後	変 更 前
<p>(目的)</p> <p>第3条 この法人は、豊かな自然と共に暮らす人々の知恵と技術を生かした体験活動を通して、地域の文化や豊かな自然を守り、次代を担う子どもたちの心の育成や現代社会に生きる人々のゆとりある生活、地域の活性化に寄与することを目的とする。</p> <p>(権能)</p> <p>第23条 総会は、以下の事項について議決する。</p> <p>(1) ～(7) (略)</p> <p><u>(8) ～(9) (略)</u></p> <p>(権能)</p> <p>第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。</p> <p>(1) ～(3) (略)</p> <p><u>(4) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。)</u> <u>その他新たな義務負担及び権利の放棄</u></p> <p>(臨機の措置)</p> <p>第50条 予算をもって定めるほか、借入金の借入が<u>生じる場合は、理事会の議決を経なければならない。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第3条 この法人は、<u>安塚町の</u>豊かな自然と共に暮らす人々の知恵と技術を生かした体験活動を通して、地域の文化や豊かな自然を守り、次代を担う子どもたちの心の育成や現代社会に生きる人々のゆとりある生活、地域の活性化に寄与することを目的とする。</p> <p>(権能)</p> <p>第23条 総会は、以下の事項について議決する。</p> <p>(1) ～(7) (略)</p> <p><u>(8) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。)</u> <u>その他新たな義務の負担及び権利の放棄</u></p> <p><u>(9) ～(10) (略)</u></p> <p>(権能)</p> <p>第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。</p> <p>(1) ～(3) (略)</p> <p>(臨機の措置)</p> <p>第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れ<u>その他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。</u></p>

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請について(公告)

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第25条第5項で準用する第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県民生活・環境部県民生活課及び村上地域振興局において縦覧に供する。

平成24年10月12日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 申請のあった年月日
平成24年9月13日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人おたすけさんぼく
- 3 代表者の氏名

加藤 英人

4 主たる事務所の所在地

村上市府屋 313 番地 1

5 定款に記載された目的

この法人は、山北町民に対して、住民参画による身近で気軽に利用できる福祉サービスの提供に関する事業を行い、住民が安心していきいきと暮らせる町づくりに寄与することを目的とする。

6 定款に記載された特定非営利活動の種類

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 地域安全活動

7 定款の変更内容

変 更 後	変 更 前
<p>(目的)</p> <p>第3条 この法人は、<u>村上市民</u>に対して、住民参画による身近で気軽に利用できる福祉サービスの提供に関する事業を行い、住民が安心していきいきと暮らせる<u>まち</u>づくりに寄与することを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第3条 この法人は、<u>山北町民</u>に対して、住民参画による身近で気軽に利用できる福祉サービスの提供に関する事業を行い、住民が安心していきいきと暮らせる<u>町</u>づくりに寄与することを目的とする。</p>

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第25条第5項で準用する第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び上越地域振興局において縦覧に供する。

平成24年10月12日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 申請のあった年月日

平成 24 年 9 月 19 日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人しごとのみらい

3 代表者の氏名

竹内 義晴

4 主たる事務所の所在地

妙高市大字毛祝坂 141 番地

5 定款に記載された目的

この法人は、労働者一人ひとりが、自分の心や気持ちを大切にし、仕事へのやる気と喜びを得られる環境作りを支援することにより、仕事を「ツライもの」から「楽しいもの」に変え、やりがいと生きがいを持って働ける社会を創造することを目的とする。

6 定款に記載された特定非営利活動の種類

- (1) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (2) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (3) 社会教育の推進を図る活動

7 定款の変更内容

変 更 後	変 更 前
<p>(名称)</p> <p>第2条 この法人は、主たる事務所を<u>新潟県妙高市</u>に置く。</p> <p>(特定非営利活動の種類)</p>	<p>(名称)</p> <p>第2条 この法人は、主たる事務所を<u>新潟県妙高市毛祝坂141</u>に置く。</p> <p>(特定非営利活動の種類)</p>

<p>第4条 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>まちづくり</u>の推進を図る活動</p> <p>(事業)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ <u>「仕事」への意識を高めることで地域を活性化</u> <u>する事業</u></p> <p>⑤ (略)</p> <p>(会員の資格の喪失)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 継続して<u>1年</u>以上会費を滞納したとき</p> <p>(4) (略)</p> <p>(種別及び定数)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 理事長のうち、<u>1人を理事長とする。必要に応</u> <u>じて理事会の審議により副理事長を置くことがで</u> <u>きる。</u></p> <p>(権能)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 事業計画及び<u>活動予算</u></p> <p>(5) 事業報告及び<u>活動決算</u></p> <p>(6)～(10) (略)</p> <p>(事業計画及び予算)</p> <p>第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う<u>活動予</u> <u>算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければ</u> <u>ならない。</u></p> <p>(事業報告及び決算)</p> <p>第48条 この法人の事業報告書、<u>活動計算書</u>、貸借 対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎 事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監 事の監査を受け、総会の議決を経なければなら ない。</p> <p>(定款の変更)</p> <p>第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、 総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による 議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する<u>事項に</u> <u>ついては、所轄庁の認証を得なければならない</u></p>	<p>第4条 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>社会教育</u>の推進を図る活動</p> <p>(事業)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ <u>若年層の「働くこと」への意識を高める事業</u></p> <p>⑤ (略)</p> <p>(会員の資格の喪失)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 継続して<u>2年</u>以上会費を滞納したとき</p> <p>(4) (略)</p> <p>(種別及び定数)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 理事長のうち、<u>1人を理事長、1人を副理事長</u> <u>とする。</u></p> <p>(権能)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 事業計画及び<u>収支計画</u></p> <p>(5) 事業報告及び<u>収支決算</u></p> <p>(6)～(10) (略)</p> <p>(事業計画及び予算)</p> <p>第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う<u>収支予</u> <u>算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければ</u> <u>ならない。</u></p> <p>(事業報告及び決算)</p> <p>第48条 この法人の事業報告書、<u>収支計算書</u>、貸借 対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎 事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監 事の監査を受け、総会の議決を経なければなら ない。</p> <p>(定款の変更)</p> <p>第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、 総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による 議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する<u>軽微な</u> <u>事項を除いて、所轄庁の認証を得なければならない。</u></p>
---	---

新潟県准看護師試験の実施について（公告）

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）第18条の規定により、第60回新潟県准看護師試験を次のとおり実施する。

平成24年10月12日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 試験日時

平成25年2月17日（日）

午後1時から午後3時30分まで

2 試験場所

新潟県庁

新潟市中央区新光町4番地1

3 試験科目

人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護、精神看護

4 試験方法

筆記試験（マークシート方式）

5 受験資格

次のいずれかに該当する者

- (1) 文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者
- (2) 都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者
- (3) 文部科学大臣の指定した学校において3年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者
- (4) 厚生労働大臣の指定した看護師養成所を卒業した者
- (5) 外国の看護師学校養成所を卒業し、又は外国において看護師免許を受けた者で、厚生労働大臣が(3)又は(4)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたる者
- (6) 外国の看護師学校養成所を卒業し、又は外国において看護師免許を受けた者のうち、(5)に該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が適当と認めたる者

6 提出書類

(1) 受験願書等

(2) 受験資格を証明する書類

ア 5の受験資格(1)から(4)までに該当する者が提出する書類

学校養成所の卒業証明書、又は卒業見込の場合は、卒業見込証明書（卒業又は卒業見込年月日が明示してあること）

ただし、卒業見込証明書を提出した者にあつては、平成25年2月22日（金）午後5時までに卒業証明書、又は卒業判定証明書のいずれかを提出すること。

なお、卒業判定証明書を提出した者にあつては、平成25年3月4日（月）午後5時までに卒業証明書を提出すること。指定された日までに卒業証明書の提出がなされなかったときは受験資格がないものとみなし、当該受験を無効とする。

イ 5の受験資格(5)又は(6)に該当する者が提出する書類

当該事実を証明する書類の写し（要原本提示）

(3) 写真

縦4.5センチメートル横3.5センチメートル正面上半身（出願前6か月以内に脱帽して撮影）のものを、その裏面に学校養成所名（既卒者は卒業した学校養成所名）及び氏名を記入し、写真台帳に貼ること。

なお、提出に当たっては、次のいずれかの方法により、その写真が受験者本人と相違ない旨の確認を受けたものであること。

ア 卒業、又は在籍している学校養成所において証明を受ける。

イ 受験者本人が担当課において、写真の貼ってある身分証明書等（運転免許証、学生証等）を提示し、受験者本人である確認を受ける。

7 受験手数料 6,900円

8 受験願書の受付期間

平成25年1月4日（金）から10日（木）まで

郵送の場合は、簡易書留とし平成25年1月10日（木）までの消印のあるものに限り受け付ける。

- 9 受験願書の提出先及び試験に関する問い合わせ先
新潟県福祉保健部福祉保健課看護介護人材係（新潟県庁行政庁舎12階）
住所 〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1
電話 025-280-5178
- 10 合格発表
- (1) 平成25年3月13日（水）午前10時から、新潟県庁行政庁舎1階広報展示室前掲示板及び新潟県のホームページに、合格者の受験番号を掲示して発表する（電話等による照会には応じない）。
- (2) 合格発表後、受験者には結果を郵送する（合格者には合格証書を郵送する）。
- (3) 試験結果の開示
- ア 内容
個人の総合得点
- イ 方法
受験票により本人であることを確認後、本人に限り開示する。
- ウ 期間
平成25年3月13日（水）から4月12日（金）の午前9時から午後5時まで
（ただし、3月13日（水）は午前10時からとし土曜日、日曜日、祝日は除く）

公聴会の開催の中止について（公告）

新潟県都市計画公聴会規則（昭和44年新潟県規則第75号）第5条の規定により、村上都市計画道路の変更素案についての公聴会の開催を中止する。

平成24年10月12日

新潟県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 中止となる公聴会の日時
平成24年10月23日（火） 午後2時から
- 2 中止となる公聴会の開催場所
村上市役所 大会議室
村上市三之町1-1

教育委員会公告

平成25年度新潟県立新潟盲学校理療科教員採用選考検査の実施について（公告）

平成25年度新潟県立新潟盲学校理療科教員採用選考検査を次のとおり実施する。

平成24年10月12日

新潟県教育委員会 教育長 高井 盛雄

- 1 検査の目的
新潟県立新潟盲学校理療科教員の採用に当たって、選考の資料を得ることを目的とする。
- 2 選考対象及び勤務場所
理療科教諭 新潟県立新潟盲学校に勤務し、生徒の理療教育に従事する。
- 3 採用予定数 若干人
- 4 出願の資格
- (1) 学校教育法第9条及び地方公務員法第16条の欠格条項に該当しないこと。
- (2) 昭和28年4月2日以降に生まれた者であること。
- (3) 特別支援学校自立教科教諭の普通免許状を所有している者及び特別支援学校自立教科教諭の普通免許状を平成25年4月1日までに取得する見込の者であること。
- (注1) 盲学校特殊教科教諭の普通免許状（理療）を所有している者は、平成19年4月1日から特別支援学校自立教科教諭の普通免許状を所有しているとみなされる。
- (注2) 他の都道府県の公立盲学校理療科教員として勤務している者で、当県新潟盲学校理療科教員を志望する者は受検すること。
- 5 検査の日時・場所及び内容

- (1) 日 時 平成24年11月19日(月)午後1時から5時まで
- (2) 場 所 新潟県庁(詳細は出願後受検通知書を送付する際に明示する。)
- (3) 内 容 面接

6 出願に必要な書類

- (1) 受検願書(所定用紙)
- (2) 論文(論題は提示する)800字程度
- (3) 特別支援学校自立教科教諭の普通免許状の写し又は免許状取得見込証明書
- (4) 最終学校の卒業証明書又は在学する学校の卒業見込証明書
- (5) 最終学校又は在学する学校の学業成績証明書
- (6) 最終学校又は最終職場の所属長の人物等に関する証明書(所定用紙)
- (7) 健康診断書(所定用紙)
- (8) 検査結果の通知用封筒(長形3号に80円切手をはり、郵便番号、あて先を明記し、氏名には「様」を必ず付記すること。また、封筒はのり付き封筒を用いること。)

(注1) (4)(5)(6)の最終学校及び在学する学校については、文部科学大臣の指定する特別支援学校教員養成機関を含む。

(注2) (5)及び(6)の書類は、証明者において厳封したものであること。

7 出願の方法

(1) 用紙の交付

出願の所定用紙は、平成24年10月15日(月)から、新潟県教育庁義務教育課において交付する。(ただし、土・日曜日及び休日を除く、午前8時30分から午後5時15分までの間に限る。)

郵送で請求する場合は、返信用封筒(角形2号に140円切手をはり、郵便番号、あて先を明記し、氏名には「様」を必ず付記すること。また、封筒はのり付き封筒を用いること。)を同封すること。

(2) 出願書類の提出

ア 提出期限

前掲6(1)～(8)の書類は、平成24年10月16日(火)から平成24年11月2日(金)までの間に郵送で提出すること。11月2日の消印まで有効。

イ 提出先

新潟県教育庁義務教育課あて

郵便番号950-8570 新潟市中央区新光町4番地1

郵送の場合は、封筒の表に「受検願書在中」と朱書きすること。

(注) 県庁専用郵便番号「950-8570」を記載した場合は、所在地の記載を省略することができる。

8 その他

- (1) 受検願書提出者に対しては、受検通知書を送付する。受検通知書には、検査日時、検査場所、日程、持参品等が指示してあるので注意すること。
- (2) 提出した書類は返却しない。
- (3) 検査の結果は、平成25年2月下旬までに通知する。
- (4) 給与は、当県の給与に関する条例・規則に基づいて決定する。
- (5) 検査に関する連絡・照会先(土・日曜日及び休日を除く、午前8時30分から午後5時15分までの間に限る)
新潟県教育庁義務教育課管理第2係
電話番号 025-280-5603